

証書式預金の取扱廃止および関連規定の改定について

2020年5月1日（金）付で証書式による新たな預金のお預かりを廃止いたします。

すでに証書式の預金をお持ちで、その預金の満期日が未到来の場合は、引き続き証書をお持ちいただけますが、お預け替えの際には通帳式に変更させていただきます。

対象となる預金商品と関連する規定は下記のとおりです。

【対象となる預金商品と関連規定】

	対象となる預金	関連規定
1	定期預金	預金規定集 総合口座取引規定 定期預金共通規定 期日指定定期預金規定・自動継続期日指定定期預金規定 スーパー定期預金規定・自動継続スーパー定期預金規定 大口定期預金規定・自動継続大口定期預金規定 変動金利定期預金規定・自動継続変動金利定期預金規定 定期預金『スーパー』規定・定期預金『スーパー』（自動継続型）規定
2	通知預金	通知預金規定集 通知預金規定（証書式）
3	外貨定期預金	外貨定期預金規定（非居住者円定期預金を含む）

関連規定の改定内容（対比表）は別紙をご参照ください。

新たな証書式預金の取扱廃止日：2020年5月1日（金）

【関連規定の改定対比表】 改定箇所を下線付きの太字で示しています。

	対象となる預金	改定前	改定後
1	総合口座 取引規定	<p>1 3 .(解約等) (1)(中略) なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の<u>証書(通帳)</u>を発行します。</p>	<p>(1)(中略) なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の<u>通帳</u>を発行します。</p>
	定期預金 共通規定	<p>1 .(定期預金通帳および証書) (1)定期預金は、定期預金通帳または定期預金証書でお預入れいただけます。 定期預金通帳 (中略) <u>定期預金証書</u> <u>一種類の定期預金を一明細お預入れいただけます。</u> (2)定期預金通帳および定期預金証書でお預入れいただける定期預金の種類(以下省略)</p> <p>2 .(証券類の受入れ) (1)(中略) (2)受入れた証券類が不渡りとなった時は預金になりません。 不渡りとなった証券類は、<u>証書と引換えに</u>(通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえで)、取引店で返却します。</p> <p>3 .(届出事項の変更、通帳(証書)の再発行等) (1)(中略) (2)通帳(証書)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳(証書)の再発行は、<u>当行所定の手続きをした後に行います。</u> (以下省略)</p>	<p>(1)定期預金は、定期預金通帳でお預入れいただけます。 定期預金通帳 (中略) <u>(に係る記載を削除)</u></p> <p>(2)定期預金通帳でお預入れいただける定期預金の種類(以下省略)</p> <p>(1)(中略) (2)受入れた証券類が不渡りとなった時は預金になりません。 不渡りとなった証券類は、<u>通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえで</u>、取引店で返却します。</p> <p>(1)(中略) (2)通帳(証書)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは<u>通帳の再発行(証書は通帳に変更)</u>は、<u>当行所定の手続きをした後に行います。</u> (以下省略)</p>
	期日指定 定期預金規定 ・自動継続 期日指定 定期預金規定	<p>2 .(自動継続) (1)自動継続期日指定定期預金は、通帳(証書)記載の最長預入期限に自動的に<u>期日指定定期預金</u>として継続します。 (以下省略)</p>	<p>(1)自動継続期日指定定期預金は、通帳(証書)記載の最長預入期限に自動的に<u>通帳式の期日指定定期預金</u>として継続します。 (以下省略)</p>
	スーパー定期 預金規定 ・自動継続 スーパー定期 預金規定	<p>3 .(自動継続) (1)自動継続スーパー定期預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の<u>スーパー定期預金</u>に自動的に継続します。 (以下省略)</p> <p>6 .(中間利息定期預金) (1)(中略) (2)中間利息定期預金については、次により取扱います。 なお、証書式の場合は、<u>原則として証書を発行しないことと</u>します。</p>	<p>(1)自動継続スーパー定期預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の<u>通帳式のスーパー定期預金</u>に自動的に継続します。 (以下省略)</p> <p>(1)(中略) (2)中間利息定期預金については、次により取扱います。 なお、<u>証書式の場合であっても、中間利息定期預金については証書を発行しません。</u></p>

1	<p>大口定期預金規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動継続大口定期預金規定 	<p>3.(自動継続) (1)自動継続大口定期預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の大口定期預金に自動的に継続します。 (以下省略)</p>	<p>(1)自動継続大口定期預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の通帳式の大口定期預金に自動的に継続します。 (以下省略)</p>
	<p>変動金利定期預金規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動継続変動金利定期預金規定 	<p>3.(自動継続) (1)自動継続変動金利定期預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。 (以下省略)</p>	<p>(1)自動継続変動金利定期預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の通帳式の変動金利定期預金に自動的に継続します。 (以下省略)</p>
	<p>定期預金『スーパー』規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期預金『スーパー』(自動継続型)規定 	<p>3.(自動継続) (1)定期預金「スーパー(自動継続型)」は、通帳(証書)記載の満期日に「スーパー(自動継続型)」に自動的に継続します。 (以下省略)</p>	<p>(1)定期預金「スーパー(自動継続型)」は、通帳(証書)記載の満期日に通帳式の「スーパー(自動継続型)」に自動的に継続します。 (以下省略)</p>
2	<p>通知預金規定(証書式)</p>	<p>記載なし</p> <p>3.(証券類の受入れ) (1)(中略) (2)受入れた証券類が不渡りとなった時は預金になりません。 不渡りとなった証券類は、通知預金証書(以下「証書」といいます。)と引換えに、取引店で返却します。</p>	<p>(規定名と第1項の間の冒頭部に以下の文言を追記)</p> <p>2020年5月1日以降、新たな証書式通知預金はできません。 3.(証券類の受入れ)に係る記載を削除</p>
3	<p>外貨定期預金規定(非居住者円定期預金を含む)</p>	<p>3.(預金の受入れ) (1)(中略) (2)受け入れた証券類が不渡りとなったときは現金にはなりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、取引店で返却します。 (以下省略)</p> <p>10.(届出事項の変更、通帳/証書の再発行) (1)(中略) (2)この通帳/証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳/証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。 (以下省略)</p> <p>自動継続式外貨定期預金の追加規定 1.(満期日) (1)この預金は、通帳/証書記載の満期日に前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。 継続された預金についても同様とします。</p>	<p>(1)(中略) (2)受け入れた証券類が不渡りとなったときは現金にはなりません。不渡りとなった証券類は、通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、取引店で返却します。 (以下省略)</p> <p>(1)(中略) (2)この通帳/証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行(証書は通帳に変更)は、当行所定の手続きをした後に行います。 (以下省略)</p> <p>(1)この預金は、通帳/証書記載の満期日に前回と同一の期間の通帳式の外貨定期預金に自動的に継続します。 継続された預金についても同様とします。</p>